

令和2年度 亀岡市地域包括支援センター運営協議会 会議録（概要版）  
（第2回会議）

1. 日時

令和2年10月16日（金） 14:00～15:30

2. 場所

亀岡市役所 別館3階 会議室

3. 会議次第

- 1 開会
- 2 連絡・報告事項
  - (1) 亀岡市地域包括支援センター令和元年度収支決算及び令和2年度予算について
- 3 協議事項
  - (1) 中部地域包括支援センターの再配置について
  - (2) 第8期介護保険事業計画における地域包括支援センター委託料について
  - (3) 基幹型地域包括支援センターについて
  - (4) その他
- 4 閉会

4. 配布資料

- ・資料1 令和元年度地域包括支援センター業務決算書及び令和2年度予算書
- ・資料2 基幹型センターについて
- ・当日資料1 中部地域包括支援センターの再配置について
- ・当日資料2 第8期介護保険事業計画期間中における地域包括支援センター委託料（案）

5. 出席者（敬称略）

< 委員 >

構成区分	団体名他	氏名（敬称略）
①学識経験者	佛教大学 教授	おかざき ゆうじ 岡崎 祐司
①学識経験者	京都先端科学大学 特任教授	よしなか やすこ 吉中 康子

②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市医師会 理事	ひらおか さとし 平岡 聡
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市薬剤師会 代表	にしがみ のりこ 西上 敬子
②保健、医療及び福祉関係者	亀岡市歯科医師会 副会長	とおさか ゆたか 遠坂 豊
②保健、医療及び福祉関係者	京都府南丹保健所 企画調整課長	しかた けいこ 四方 啓子
③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者	亀岡市ケアマネジャー連絡会 会長	やまうち くにひこ 山内 邦彦
③介護保険サービス事業者及び居宅介護支援事業者	亀岡市社会福祉協議会 介護事業課老人介護支援センターセンター長	くらた だいすけ 倉田 大輔
④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者	第1号被保険者	うえだ よしてる 上田 義照
④介護保険の被保険者及び介護保険サービスの利用者	第2号被保険者 (亀岡市生活支援コーディネーター)	てらまち あきこ 寺町 亜希子
⑤その他本会で必要と認められる者	井上合同事務所 司法書士	うえだ くみこ 上田 具美子
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市自治会連合会 幹事	たけおか さとし 竹岡 敏
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市老人クラブ連合会 副会長	いずた とうきちろう 伊豆田 藤吉郎
⑤その他本会で必要と認められる者	亀岡市民生委員児童委員協議会 副会長	なかざわ たけし 中澤 猛
⑤その他本会で必要と認められる者	特定非営利活動法人 NPO 亀岡人権交流センター 事務局長	ともなが まや 友永 まや

<事務局>

- ・ 亀岡市 健康福祉部 高齢福祉課
- ・ 篠地域包括支援センター 松本 善則 (亀岡市地域包括支援センター代表)

## 6. 主な協議内容

(事務局) 【開会】

(健康福祉部長) 【開会挨拶】

(会長)

それでは、次第の順番とは異なりますが、まずは前回の会議においてもう少し詳しい説明が聞きたいとの意見がありました、協議事項3-(3)基幹型地域包括支援センターについて、説明をお願いします。

### 協議事項（3）-3 基幹型地域包括支援センターについて

（事務局資料説明）資料2

（事務局）

#### 基幹型センターについて

##### ●基幹型支援センターの定義

基幹型センターとは、市の地域包括支援センターの中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援という機能を持つセンターのことで、住民の直接相談支援を行うものではありません。

また、保険者（市）による直営、委託のどちらでも配置が可能で、専門職（3職種）の配置が必要です。現在府下では長岡京市が設置しています。

##### ●具体的業務内容について

##### ●基幹型（直営）の人員配置及び業務と効果

##### ●基幹型センターと生活支援係の役割の違い

#### サブセンターについて

##### ●機能と役割

サブセンターが地域包括支援センターの4業務を行い、メインセンターがサブセンターを統括する。

#### 【質疑応答】

（会長）

質問等ありましたら、お願いします。

（委員）

私は基幹型センターを配置してもらうことに賛成です。今まで困難事案、成年後見、虐待事案等については、各地域包括支援センターに相談をしなければならなかったが、基幹型センターが一括して相談を受けてもらえるのは大変有難いです。また基幹型センターが中心となり、全ての地域包括支援センターにおいて意思統一がはかれるので、対応がスムーズになると思います。

（委員）

基幹型センターを設置することはよいと思います。基幹型センターの設置の話をしているが、中部圏域をどこが担うのかという説明がありません。公募しているのであれば、他の事業所が中部地域包括支援センターを運営すればよいのではないですか。

（会長）

前回質問がありました、基幹型センターの機能、役割についてはよろしいですか。

ご意見がありました中部地域包括支援センターの再配置については、後程時間を取りたいと思いますので、先に議題2の連絡・報告事項からお願いします。

**報告事項（１） 亀岡市地域包括支援センター令和元年度収支決算及び令和２年度予算について**

（事務局資料説明）資料 1

**【質疑応答】**

（友永委員）

22 頁、つつじヶ丘包括予算書、歳入における指定介護予防支援業務の 538,200 円は 1 名分ですか。

（事務局）

1 名分です。

（委員）

21 頁、篠地域包括予算書及び 10 頁、篠地域包括予算書で職員配置が介護支援専門員 1 名明記されているが、人件費の予算は歳入・歳出ともに 0 円となっているのはなぜですか。

（委員）

令和 2 年度のつつじヶ丘包括予算書の介護報酬単価 4,500 円について、利用者一人当たりケアプラン単価のことですか。

（委員）

22 頁、つつじヶ丘包括予算書、歳出における物件費 5,500,000 円の内訳について説明をお願いします。

（包括）

人件費予算 0 円が正しく、介護支援専門員の配置は行っておりませんので、1 名ではなく 0 名です。

（事務局）

22 頁、つつじヶ丘地域包括支援センターの介護報酬についてですが、地域包括支援センターがプラン作成を別事業所等に再委託されている委託料です。

物件費の内訳の詳細については、消耗品であれば文具類、プリンタトナー代、燃料費は概ね車のガソリン代等となります。

（会長）

それでは、協議事項 3 - (1) 中部地域包括支援センターの再配置にうつります。

**報告事項 3 - (1) 中部地域包括支援センターの再配置について**

（事務局資料説明）当日説明資料 1

## 中部地域包括支援センターの再配置について説明

### 【これまでの経過】

- ・令和3年度より、市内7圏域に7地域包括支援センターの配置を目指す。
- ・8月18日 令和2年度第1回亀岡市地域包括地域包括支援センター運営協議会の協議結果を受け、中部地域に地域包括支援センターの設置を優先することを事務局で決定。
- ・中部地域包括支援センターの選定方法を変更→各委員に通知。
- ・中部地域包括支援センターの公募を実施（9月18日～10月15日）
- ・10月15日募集を締め切り。応募なし。

### 【今後の方向性】

- ・中部地域包括支援センターの受託先として、現在、地域福祉の推進を主な事業目的とされており、介護保険制度の発足当初からの実績ある法人と協議を進めている。
- ・受託法人が決定後、直ちに地域包括支援センター運営協議会委員に報告。
- ・地域包括支援センターに必要な専門職の募集を実施し、中部地域包括支援センター開設に向け必要な手続き等を行う。
- ・地域の自治会や民生委員等、関係団体等への説明。

→令和3年4月1日から中部地域包括支援センターの再配置。

### 【基幹型センターの配置】

- ・中部地域包括支援センター及び他の地域包括支援センターの状況を確認しながら、第8期介護保険事業計画の中に「基幹型センター」の配置を検討する。

## 報告事項 3-(2) 第8期介護保険事業計画における地域包括支援センターの委託料について

(事務局資料説明) 当日説明資料2

第8期介護保険事業計画における地域包括支援センター委託料について説明

### 【質疑応答】

(会長)

質問等ありますか。

公募を行ったが応募がなかったということですが、その原因等について説明をお願いします。

(事務局)

平成30年度の地域包括支援センターの増設に向けた公募を行った際に、意向を示して頂いた法人にも話をさせて頂きましたが、3職種の必置が困難であるというのが現状です。本来業務に支障をきたしてはいけないうえ、現時点では令和3年度からの実施が難しいという話でありました。中部地域包括支援センターに関しては、欠員が生じた状態から4月を迎えることはできないので、市としても協力可能な法人と協議をしていくということで、今回の判断に至りました。

(委員)

亀岡市が中部地域包括支援センターの立ち上げについても支援されると説明がありました。が、安定的な人材確保と運用という側面から、3職種と機能強化職員の配置に加えて、より具体的な支援や後方支援の仕組みが必要であると考えています。

中部地域包括支援センター及び基幹型センターの配置について、2点提案したいと思います。

1点目は、社会的孤立、引きこもり、障害、生活困窮、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに目を向けて、そこに地域包括センターの職員のみで対応するのではなく、市町村が包括的な支援の構築と、地域共生社会の実現を目的とする、厚生労働省から重層的支援体制整備事業を地域包括支援センターと連動する形でモデル実施されている市町村があると聞いています。亀岡市も地域包括支援センターに必要な3職種の職員に加えて、困難事例等多様なニーズに対応できる心理士、ケースワーカーや重度の障害に関わるコーディネーター、ケアラー側にも対応できる相談員のチームを実現することができないかと考えています。

2点目は、他の地域包括センターへの各種後方支援を基幹型センターが担っていくということですが、亀岡市全体のケアの領域で後方支援をする亀岡市の職員体制の再構築を同時に準備していく必要があると考えています。今亀岡市の既存体制の中で何ができるかを考えた時に、中部地域住民の日常生活の圏域にある亀岡市の公共施設である亀岡市人権福祉センターの職員が、基幹型センター並びに地域包括支援センターの職員と連携する形がとても自然ではないかと考えています。人権福祉センターに保健師の配置があった経過もあり、機能強化を図っていくモデルとして中部地域包括支援センター、基幹型センターについては位置付けて考えていただきたいと思います。是非委員の方々の考えも聞かせていただきたいです。

(委員)

前回、中部地域包括支援センターが安定的に運営される体制づくりを考えてほしいと申し上げましたが、7圏域に7地域包括支援センターで運営をしていく方向性を示して頂いたことは大変有難いです。基幹型センターの設置については、賛成です。今後対象になる高齢人口が増加し各圏域の地域包括センター業務も多様、複雑化していく中で、包括業務の質的向上を図ることが重要であり、7つの地域包括支援センター間での情報共有をしつつ、質の向上を図る後方支援、指導業務は必要であると思います。

(委員)

平成30年度の中部地域包括支援センターの決算で年間大幅な赤字を出しており、続いて昨年度の決算報告でも、変わらず大幅な赤字が出ています。なぜ中部地域包括支援センターだけ法人からの補填がここまで大きいのがわかりません。このままでは今後の受託法人も、委託料を上げたところで大変な状況になると思います。

今年度は、中部圏域を清仁会が1年限りという約束で担当してくれることになりましたが、なぜ今まで公募を行わなかったのですか。今になって急いで1カ月間公募したところで、来年4月に向けて準備できるどころなどないと思います。もっと早くに公募すべきではなかったのですか。

また、基幹型センターについて説明を頂きましたが、結局7つの地域包括支援センターに業務を丸投げする形になるのであれば全く作る意味がありません。高齢福祉課の生活支援係がしっかり地域包括支援センターの後方支援をしてもよいと思います。折角作るのであれば、地域包括支援センターで困ったことがあれば基幹型センターに相談してもらえればよいというものを作ってもらわないと作る意味がないと思います。

(委員)

職員の配置基準ですが、これは国が定めている基準ですか。

(委員)

私たち現場のケアマネジャーとしましては、何かあれば担当圏域の地域包括支援センターに相談できる態勢を整えて頂いています。地域包括支援センターがしっかり支えて頂いているので業務が安定的に行えていると思います。

その地域包括支援センターを支える機関として、基幹型センターがより現場に即した形で地域包括支援センターの後方支援を行って頂ければ、大変有難いと思います。

今後、既存の6地域包括支援センターが人員不足により運営ができないという事象が発生する可能性もあると思いますので、もし人員が不足した時でも、メインセンターからサブセンターという形で一つの法人が継続して関わって頂くことは、地域住民やケアマネジャーにとっても安心となるので、地域包括支援センターが継続していける形を今考えていく必要があると思います。

(委員)

基幹型センターについては、地域包括支援センターの中核を担って頂く機関となるので、現場を共有できることは心強いと思います。今後、重層的支援体制整備事業でもあるように、地域の課題が多様化する中で、その課題一つ一つに対応していくことも大事ですが、基幹型センターだけでなく、地域全体での見守りなどが今後様々な面で実践されていくことを期待しています。

(委員)

まずは7つの地域包括支援センター、基幹型センターを配置してみることで、走りながら道を作っていくことが必要かと思います。ここに集まっておられる方は地域でいろいろなことをされていますので、その知恵もいただきながら、地域のボランティア等を使うなど機能的に考えながら、地域がよくなるような仕組みをこの協議会で考えていくことが必要かと思います。

(委員)

以前の地域包括支援センターの活動報告書を読んでいると、関係機関との連携が上手くいかなかったと報告されていたことがありました。基幹型センターが出来ればその連携強化を図り、よりよい地域づくりに繋げてほしいと思います。

(委員)

インフォーマルなケアをしたいという人は、亀岡市にはたくさんおられます。一方で、地域の保健、福祉、医療はフォーマルなケアの要だと思えます。既存のフォーマルな支援として市町村が出来る体制とはなにかを、協議会だけではなく、市職員と一緒に考えて、地域包括支援センターと連携しながら基幹型センターとして担う仕組みを整えないといけないと思えます。

(事務局)

地域包括支援センターの職員配置基準について説明させていただきます。

介護保険法施行規則 140 条 66、第 1 号のイ及びロに定められています。

人員配置基準としましては、担当する区域における第一号被保険者の数が、概ね 1,000 人未満については、3 職種のうち 1 人又は 2 人とされています。また、第一号被保険者の数が、概ね 1,000 人以上 2,000 人未満については、3 職種のうち 2 人（うち、1 人は専らその職務に従事する常勤の職員であること）とされています。また、第一号被保険者の数が、概ね 2,000 人以上 3,000 人未満については、専らその職務に従事する常勤の保健師が 1 人及び専らその職務に従事する常勤の主任介護支援専門員又は社会福祉士の 1 人とされています。なお、第 1 号被保険者が 3,000 人を超えた場合は、3 職種すべての職員が必要となります。

加えて、亀岡市においては、3 職種に加えて、機能強化職員を 1 人配置しております。

(委員)

第 1 号被保険者が 3,000 人以上 6,000 人未満で 4 人というのが少ないのかと思えます。

(会長)

厚生労働省の基準が、実際の人口が増えていくと職員配置が厚くなるという基準になっていないのが現状です。

他にご意見はありませんか。

では、本日の協議結果についてですが、まずは、次年度 4 月 1 日から中部地域包括支援センターの設置を強力に進めて頂きたいというのが一点です。受託法人については、地域福祉の推進を図ることを主目的とした法人と積極的に協議を行って頂き、地域包括支援センターの人材については、十分協議頂き、立ち上げにおけるプロセスと一緒に作って頂く形をお願いしたいというのがもう一点です。その部分の経過を、運営協議会の会長及び副会長で話を聞いたうえで、委員の皆様にお知らせするという事によろしいでしょうか。

次年度の地域包括支援センターの委託料に関しては、提示いただいた増額後の委託料でよろしかったでしょうか。

基幹型センターについては、設置が必要であるということは委員の意見としては一致していると思えます。本市としては、市民の力も使いながら、地域の相談体制やインフォーマルなケアとフォーマルな相談体制を結び付けていくような連携の仕組みを作っていくことを基幹型センターにおいては視野に入れて充分検討していただきたいと考えます。

基幹型センターの設置については、付随する様々な事項を検討しないといけません。ここま

での経過について厳しい意見もありましたので、それを真摯に受け止めて頂きたいと思います。

来年度からの中部地域包括支援センターの設置に向け、早急に協議・検討を行ってもらう事、来年度委託料を増額すること、基幹型センターについては第8期介護保険事業計画中の配置に向け充分検討してほしいという事、以上の本日出た意見をもう一度消化して、運営協議会の意見として、まとめて市に提言することによろしいでしょうか。

本日は長時間に渡り慎重に審議を頂き有難うございました。

では、以上で事務局へお返しいたします。

(事務局)

委員の皆様、非常に熱心に審議を頂き有難うございました。

基幹型センター設置に向けての対応ですが、地域全体の重層的体制整備事業も今後大切になってくると思いますので、地域に根差した相談体制を考えていきたいと思います。

そして、最優先事項としまして、まずは次年度から中部地域包括支援センターが必ず設置できるよう努力してまいります。今日ご意見を頂きました中身につきましては、重要な課題として受け止め、詳細にわたり検討を進めてまいりたいと思います。今後ともいろいろな角度からご指導を頂きますようお願いいたします。有難うございました。

【閉会】

(15:30終了)